

東日本大震災への対応等について

東日本大震災における被害状況

○ 平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。



人的被害	
死者	15,829名
行方不明者	3,745名
負傷者	5,942名

建築物被害	
全壊	118,790戸
半壊	184,343戸
一部損壊	606,786戸

(以上警察庁調べ10月25日時点)

被災者支援の状況	
全国の避難者	71,358名

(以上復興対策本部調べ10月26日時点)

被害状況①(医療機関・社会福祉施設)

(1) 被災地の病院・診療所の被害の状況

(医政局7月11日時点まとめ)

	病院数	東日本大震災による被害状況	
		全壊	一部損壊 ^{※1}
岩手県	94	3	59
宮城県	147	5	123
福島県	139	2	108
計	380	10	290

	診療所数		東日本大震災による被害状況			
	医科	歯科	全壊		一部損壊 ^{※1}	
			医科	歯科	医科	歯科
岩手県	927	613	38	46	76	79
宮城県	1,626	1,065	43	32	581	367
福島県	1,483	919	2	5	516	374
計	4,036	2,597	83	83	1,173	820

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。

※2 一部確認中の病院・診療所がある。

(2) 被災地の社会福祉施設等の被害

(社会・援護局5月13日時点まとめ)

	施設数 ^{※1}	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊 ^{※2}	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	875	27	252	12	314	20	248	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。

※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

被害状況②(保健衛生施設等)

1. 被害施設数

		458施設	(平成23年9月30日現在)
内訳	全壊	7施設	【市町村保健センター 6カ所、火葬場 1カ所】
	一部損壊	451施設	
	計	458施設	

2. 被害の県別・被害別状況

平成23年9月30日現在

区分	被害施設数 *1	保健所			精神科病院			火葬場			と畜場			市町村 保健センター			理容師・美容師 養成施設			その他施設 *2		
		全壊	一部 損壊	計	全壊	一部 損壊	計	全壊	一部 損壊	計	全壊	一部 損壊	計	全壊	一部 損壊	計	全壊	一部 損壊	計	全壊	一部 損壊	計
岩手県	33	0	0	0	0	6	6	0	12	12	0	0	0	3	7	10	0	2	2	0	3	3
宮城県	119	0	5	5	0	31	31	1	24	25	0	1	1	3	46	49	0	2	2	0	6	6
福島県	70	0	6	6	0	17	17	0	14	14	0	0	0	0	25	25	0	3	3	0	5	9
茨城県	113	0	10	10	0	24	24	0	23	23	0	0	0	0	46	46	0	3	3	0	7	7
栃木県	59	0	5	5	0	19	19	0	8	8	0	2	2	0	16	16	0	0	0	0	9	9
その他*3	64	0	13	13	0	17	17	0	5	5	0	3	3	0	19	19	0	0	0	0	7	7
合計	458	0	39	39	0	114	114	1	86	87	0	6	6	6	159	165	0	10	10	0	37	37
	100.0%			8.5%			24.9%			19.0%			1.3%			36.0%			2.2%			8.1%

*1 被害施設数は、地方公共団体等より報告があった施設数である。

*2 その他施設は、地方衛生研究所、感染症指定医療機関、感染症外来協力医療機関、食肉衛生検査所、精神保健福祉センター、難病相談・支援センター、エイズ治療拠点病院、健康科学センターである。

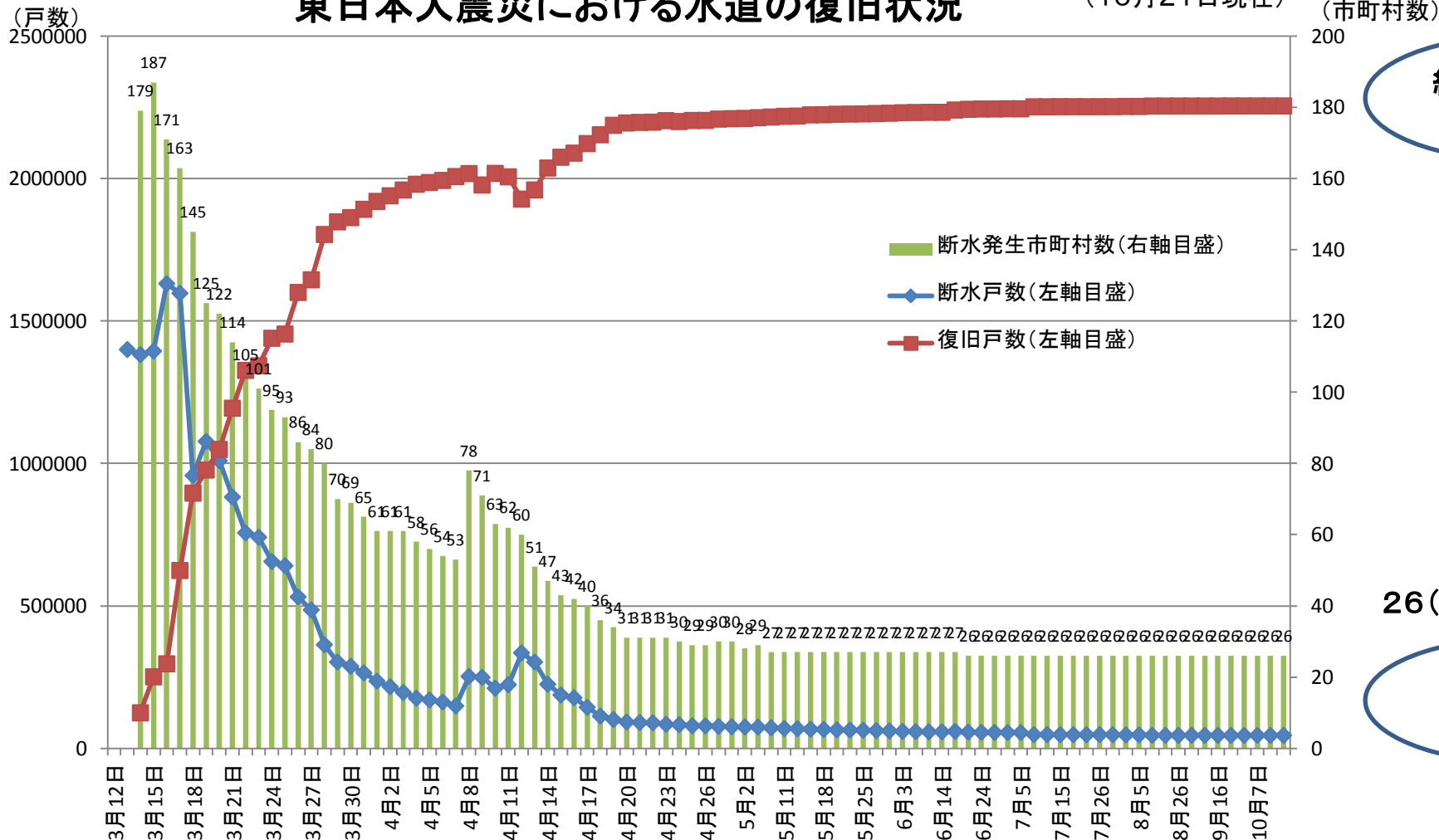
*3 その他は、青森県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県である。

被害状況③(水道)

- 津波の被災地を中心に、3県で少なくとも4.5万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は226万戸。
- 全国の水道事業者、工事業者による被災地での応急給水・応急復旧作業により速やかに復旧。

東日本大震災における水道の復旧状況

(10月21日現在)

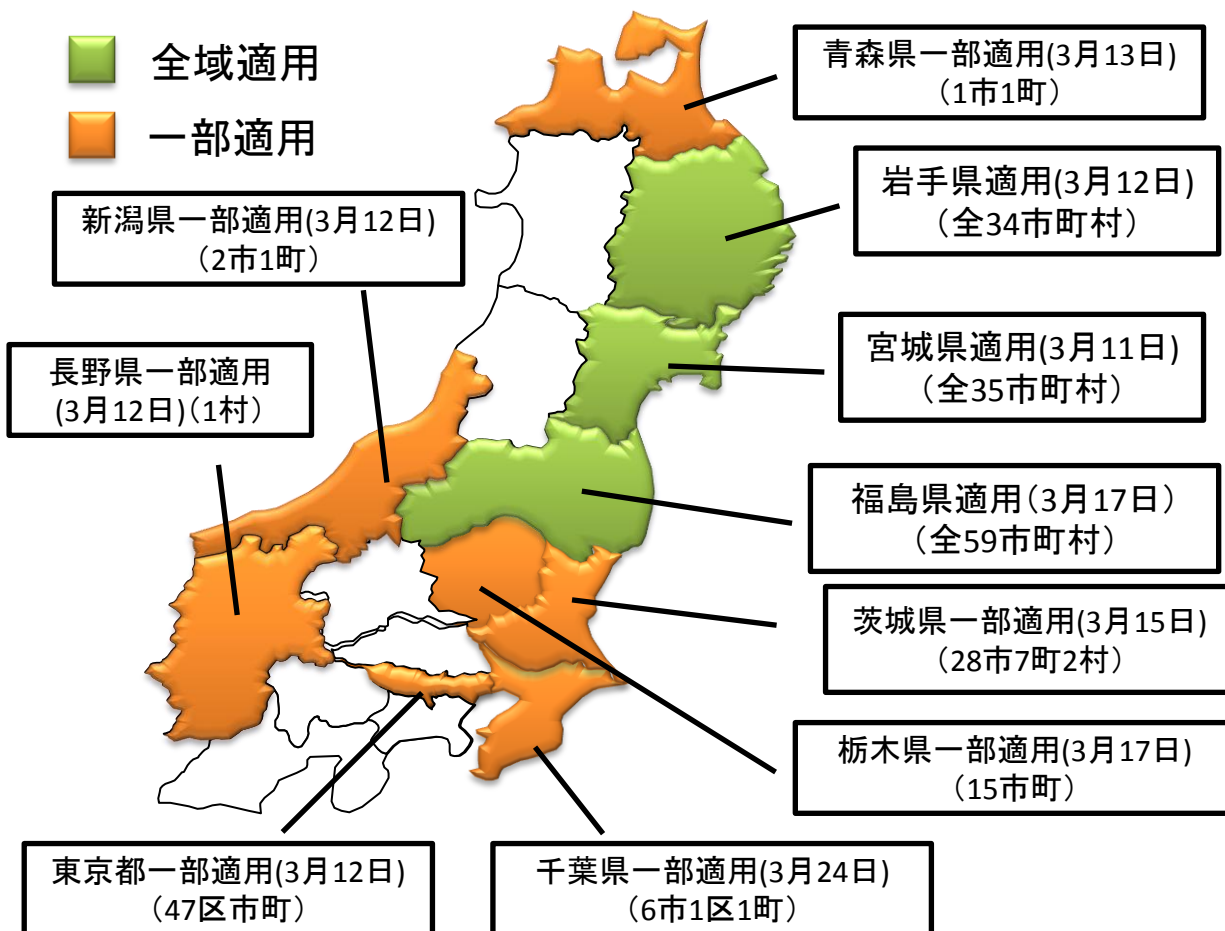


約226万戸(復旧戸数)

26(断水市町村数)
約4.5万戸(断水戸数)

災害救助法の適用

- 災害に際して、国が応急的に必要な救助を行い、救助経費を一部負担するもの。
(被災自治体の財政力に応じ、最大9割国庫補助)
- 宮城県、岩手県、福島県等に災害救助法が適用され、応急仮設住宅の設置をはじめとする災害救助のための経費として、国が財政支援を実施している。



災害救助法による支援内容

- 被災者の救出
- 医療、助産
- 避難所の設置費
- 炊き出し、飲料水の提供
- 被服、寝具等の提供
- ホテルや旅館の借り上げ費
- 仮設住宅、高齢者サポートセンターの設置費(※) 等

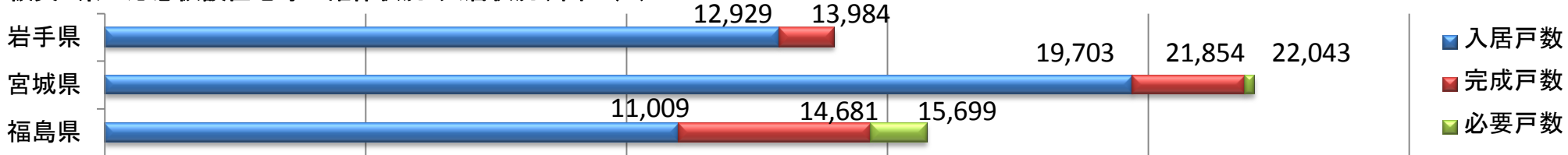
※仮設住宅の集会室の一部を活用した場合

仮設住宅について

- 災害救助法の適用により、応急仮設住宅の設置について国が財政的支援を実施。
- 応急仮設住宅は供給については、50,409戸が完成しており、被災地から要請されている52,471戸のうち大半は完成(9/26時点)。また、58,127戸の民間賃貸住宅を借り上げている(10/3時点)。

被災3県の応急仮設住宅等の確保状況・入居状況(単位:戸)

(災害対策本部10月4日時点まとめ)

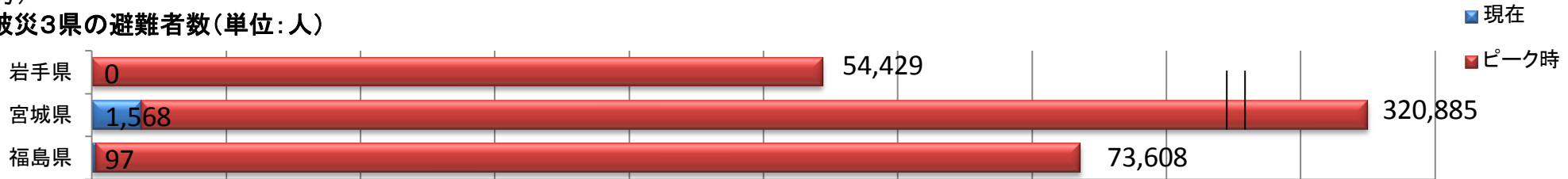


被災3県の民間賃貸戸数(単位:戸)



(参考)

被災3県の避難者数(単位:人)



被災3県の避難所数(単位:カ所)



(注) 避難者数は市町村の避難所等に避難している方の数値。

東日本大震災に対するこれまでの対応①

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

政府

○官邸対策室設置、緊急参集チーム招集(3/11 PM14:50)

※数値は9/30時点

○緊急災害対策本部を設置(3/11 PM15:14)

被災者生活支援本部(3/17)

○厚生労働省災害対策本部(3/11 PM14:50)

厚生労働省現地対策本部(3/12 AM9:00)

医療

・DMAT(災害派遣医療チーム)による救護活動(3/11~3/22)

▲最大193チームが現地で活動(3/13)

○被災者健康支援連絡協議会(4/22~)

・医療関係団体等の医療チームの派遣・急性期(3/16~) ▲最大約706人(156チーム)が現地で活動(4/15)

約16人(8チーム)活動中。(累計12,155人(2,589チーム))

・薬剤師の派遣(3/17~)

▲最大133人が現地で活動(4/10)

8/5活動終了(累計1,915人)

保健師・看護師等の保健活動(3/14~)

○現地での直接雇用ヘシフト(累計126人(9/2))

59人活動中(累計11,194人)

管理栄養士の派遣(3/20~)

○宮城では全避難所で食事の総点検を2度実施(4/1~、5/1~)
○岩手(5/10~)・福島(4/20~)でも食事の総点検を実施

活動終了(累計577人)

心のケアチーム派遣(3/16~)

20人(7チーム)活動中。(累計3,218人(57チーム))

東日本大震災に対するこれまでの対応②

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

医薬品・物資

- 一般・医療用医薬品を被災地へ搬入(3/12～)
- 生協から毛布・飲料水等の物資を配送(3/13～)
 - 医薬品の供給体制を構築(各県ごとに集積所を整備。医薬品の搬入)(3/19～)
 - 一般用医薬品を水産庁巡視船で海路搬送(3/20～)
 - 医療用医薬品を米軍ヘリによる空路搬送(3/19)

※数値は9/30時点

介護・福祉・生活

介護職員等の派遣(3/21～)

22人活動中
(累計1,540人)

被災地の要援護者の他都道府県等へ受入(3/21～)

受入実績
1,850人

仮設住宅の着工(3/19～)

サポート拠点の設置・運営イメージを情報提供(4/19)

御遺体の埋火葬の体制確保(民間事業者への協力要請等)(3/12～)

生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の開始(3/11～)

日本政策金融公庫・福祉医療機構による事業者向けの融資(3/11～)

○発達障害児・者に対する支援策をリーフレットで周知(4/28～)

子ども

○妊産婦・乳幼児に対する支援のポイントを周知(3/18～、4/14・5/20改訂)

○「子どもの心のケアの手引き」等を配付(4/15～)

児童福祉司等の派遣(3/25～)

・震災孤児(234名(8/31時点))、震災遺児(1,295名(8/31時点))を把握

活動終了
(累計181人) 8

東日本大震災に対するこれまでの対応③

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

雇用

失業保険の特例(3/12～)

雇用調整助成金の特例(3/17～)

ハローワークの出張相談を実施(3/16～)

○福祉・くらし・雇用などの相談を共同で行うワンストップサービスを実施(4/5～)

雇用創出基金事業による当面のつなぎ雇用の確保 (4/5～)

○被災者等就労支援・雇用創出推進会議(3/28～)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1(4/5)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2(4/27)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3骨子(8/26)

その他

○医療保険制度による支援(3/11～)

- ・被災地に居住し生活にお困りの方は医療機関での窓口負担を免除
- ・保険料の減免(最長1年間)

○介護保険制度による支援

- ・被災された方で生活にお困りの方について利用者負担及び介護保険施設等の食費・居住費等の自己負担の免除等を実施(3/17～)
- ・保険料の減免等(3/11～)

○年金制度による支援

- ・厚生年金保険料の猶予、国民年金保険料の免除(3/13～)
- ・厚生年金保険料の免除(最長1年間)

○生活支援ニュースを配付(4/5～)

○障害福祉サービスの支援(3/24～)

- ・障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除。

※ 雇用調整助成金、医療保険制度、介護保険制度、年金制度、障害福祉サービスの支援については、震災発生日に遡っての適用が可能。

東日本大震災に対するこれまでの対応④(原発事故関係)

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

政府

○原子力緊急事態宣言発令(3/11 PM19:03)

※数値は9/30時点

○原子力災害対策本部(3/11)

・総理大臣指示(3/11～)
福島第一発電所の半径20km圏内の避難、
20～30km圏内の屋内待避

・総理大臣指示(4/22～9/30)
計画的避難区域・緊急時避難準備区域を設定

・総理大臣指示(6/17～)
特定避難勧奨地点を設定

○東電福島第一原発作業員
健康対策室(5/20)

・東京電力福島第一原発へ立入調査(5/27,6/7,7/11)

被曝不安解消のための医療チーム派遣(3/17～)

9/2活動終了
(累計421人)

○患者・利用者の搬送(3/18～22)

・屋内退避指示が出ている20～30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者
(約1,700人(6病院約700人、福祉施設約1000人))を福島県内外へ搬送

○放射線の健康影響に関する一般の方向けQ&AをHPで周知(3/23)

食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定(3/17～)

○魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値を設定(4/5～)

○食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除の考え方を公表(4/4)・改正(6/27、8/4)

水道水中の放射性物質について摂取制限に関する指標等を設定(3/19～)

○水道水の摂取制限・摂取制限の解除の考え方を公表(4/4)

食品・水道水中の放射性物質のモニタリングの結果公表(3/19～)

○保育所等の園舎・園庭等の利用判
断の暫定的考え方を設定(4/19)

○これまでの保育所等の園舎・園庭等の線量
低減状況等を踏まえた考え方を通知(8/26)

保育所等の放射線量の継続的モニタリング調査(4月中旬～)

○母乳中の放射性物質濃度等に関する調査結果を公表(4/30,5/17,6/7)¹⁰

原発事故への対応

東日本大震災に対するこれまでの対応⑤(地域保健関係)

発災～72時間後

72時間後～1週間後

1週間後～1ヶ月後

1ヶ月後～6ヶ月後

保健師等の派遣(保健活動)(3/14～) 最大451人(4/13)

現地での直接雇用との併用

心のケアチーム派遣(3/16～) 最大148人(4/22)

管理栄養士の派遣(3/20～8/31) 最大36人(5/4)

放射線技師等の派遣(3/14～8/31) 最大65人(3/27)

○被災者等の感染症対策の徹底(3/11～) ○人工呼吸器等在宅療養患者に対する注意喚起(3/13～)
○エコノミークラス症候群予防(3/11～) ○インスリンを必要とする糖尿病患者への注意喚起(3/14～)
○人工透析および難病患者への医療確保(3/11～) ○妊産婦・乳幼児に対する支援のポイント(3/18～)

○避難所における熱中症予防対策(5/26～)

○「被災地での健康を守るために」(3/15～ 随時更新) ○「こころの健康を守るために」(3/18～)

「避難所生活者への栄養・食生活支援」(3/22～)

在宅人工呼吸器患者の緊急相談窓口(3/15)

避難所生活の健康管理に関する
ガイドラインの周知(6/3～)

放射線影響に関する健康相談体制(3/18)

・DMAT(災害派遣医療チーム)による救護活動(3/11～3/22) 最大193チーム(3/13)

・医療関係団体等の医療チームの派遣・急性期(3/16～) 最大約706人(156チーム(4/15))

・薬剤師の派遣(3/17～8/5) 最大33人

水道復旧(3/11～)

○食品中の放射性物質対策(3/17～) ○原発事故に伴う水道水中の放射性物質対策(3/19～)

御遺体の保存・搬送・火葬体制確保(民間事業者への協力要請等)(3/12～) ※埋火葬の特例措置(3/14～)

○一般・医療用医薬品を被災地へ搬入(3/12～)

○生協から毛布・飲料水等の物資を配送(3/13～)

○医療用医薬品を米軍ヘリによる空路搬送(3/19)

○医薬品の供給体制を構築(各県ごとに集積所を整備。医薬品の搬入)(3/19～)

応急仮設住宅の空気環境管理(7/4～)

害虫対策(6/27～)

対人保健

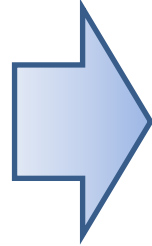
対物保健

医薬品・物資

保健・医療①(医療関係者の派遣等)

被災地における医療の現状

- 地震発生から数ヶ月が経過し、医療の内容は救急医療から慢性疾患(高血圧など)対応へ



現状への対応

(1) 医療関係者の被災地への派遣

- 日本医師会等の関係団体から、医師等を派遣
- 全国の自治体との間で、保健師等の派遣を調整
- 精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」の派遣を調整

(2) 医療保険制度による対応

- 氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで医療機関を受診することが可能
 - 被災地に居住し、生活にお困りの方は、医療機関での窓口負担を免除(震災後に他の市町村に移った方も同様)
- (※ 7月からは、原則として被保険者証と免除証明書を窓口で提示することが必要)



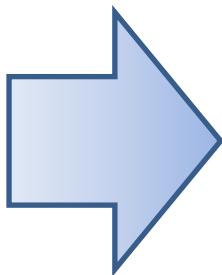
(医療チームのミーティング)

保健・医療②(薬剤師の活動)

現在の活動

- ・避難所等における医薬品供給、相談等
- ・病院、薬局における調剤等の医療活動
- ・医薬品集積所での医薬品の仕分け・管理等

- 救護所・避難所等における被災者に対する医薬品提供、服薬説明及びお薬手帳の活用
 - ・医療チームに同行して、避難所等における処方支援、医薬品の識別、代替医薬品の提案、医薬品の提供、服薬説明
 - ・各避難所等において医薬品に関する相談応需・服薬説明、一般用医薬品の使用相談・提供
- 被災地の病院の薬剤師業務の支援（院内調剤、外来患者への服薬説明等）
- 避難所等における衛生管理、防疫対策
- 医薬品集積所等での医薬品の仕分け・管理、救護所・避難所への払い出し作業



今後の活動

- 被災地の薬局、医療機関における調剤、服薬指導等による患者への継続的な支援
- 避難所や仮設住宅入居者への巡回による薬の提供や相談及び衛生管理

(被災地におけるくすりの相談窓口) (避難所の仮設薬局での医薬品管理)



保健・医療③(保健師の活動)

現在の活動

- ・避難所に常駐及び巡回しての健康・衛生管理
- ・在宅要支援者等への家庭訪問
- ・仮設住宅入居者の健康状況の把握

○ 熱中症予防対策

- ・脱水症状を予防するため、こまめな塩分・水分摂取を呼びかけながら、健康相談・健康教育を実施
- ・避難所の管理者等に、室内温度を適切に保つための環境整備や水分補給が可能な体制整備について助言

○ 感染症や食中毒の予防

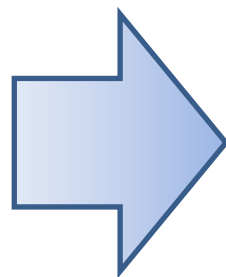
- 手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を実施

○ 心の相談への対応

- 不眠やストレスを訴える避難者の把握、精神障害者の継続的な治療等を支援
- 必要に応じて、心のケアチーム等と連携

○ 福祉サービス等への連絡調整

- 支援を必要とする高齢者、障害者等に対する必要なケアの実施
- ニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連絡や調整



今後の活動

- 仮設住宅等の巡回及び家庭訪問による要支援者への継続した支援
- 乳幼児健診等の市町村の平常業務再開に向けた支援

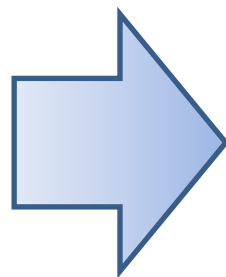
(エコノミークラス症候群等の予防のために健康体操を実施)



保健・医療④(栄養改善対策)

現在の活動

- 岩手県・宮城県・福島県、社団法人日本栄養士会の連携の下、被災外の自治体管理栄養士の協力も得て、栄養状況の厳しい避難所の巡回指導、個別相談、食事の確保に対応。(3/20~)
- 安定的に供給すべき食事提供のための当面の目標となる栄養量を提示。(4/21~)
- 岩手県・宮城県・福島県における避難所の食事提供状況等の把握、改善すべき課題の整理、対応。(4/1~)
- 被災後3ヶ月以降の避難所における食事提供のための栄養量とともに、適切な栄養管理の留意事項を提示。(6/14~)



今後の活動

- 避難所や仮設住宅への管理栄養士による重点的な巡回指導、栄養バランスのとれた食事の確保
- 糖尿病などの疾病状況や生活状況といった個別ニーズに応じた食生活支援

(家庭訪問による栄養指導)



保健・医療⑤(医薬品の調達)

- 避難所への医療用医薬品の供給については、各県集積地に搬送された医療用医薬品を、各県の実情に応じ県薬剤師会等の協力により保健所・救護所等へ搬入し、巡回医師が携行。
- 一般用医薬品については、各県集積地に搬送し、生活物資と同梱するなどにより避難所へ搬入

支援内容	搬送先	現地への搬送方法	避難所への搬入
医療用医薬品の搬入	岩手県、宮城県、福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックによる陸路搬送 ・米軍ヘリによる空路搬送 	各県集積地より、①県内の保健所・救護所等へ搬入した上で、②避難所を巡回する医療チームが携行
一般用医薬品の搬入	岩手県、宮城県、福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックによる陸路搬送 ・水産庁巡視船による海路搬送 	各県集積地より、生活物資と併せて避難所に搬送したり、避難所を巡回する医療チーム等が携行

(県集積地に運びこまれた一般医薬品)



(仕分け梱包後、実情に応じて避難所へ)

